



令和6年度 今治市ごみカレンダー

常盤②地区

可燃 燃やせるごみ	毎週2回：火・金	収集日当日の朝、6時30分までに、ごみ集積所へ	台所ごみ、紙くず、革製品、ゴム製品 資源に出せない燃やせるもの など
不燃 燃やせないごみ	毎月2回：第2・4火		金属類、ガラス製品、陶磁器類 小型家電製品類、資源に出せないびん類・缶類
プラ プラスチック製容器包装(資源)	毎週1回：月	地域で決めた時間内に資源集積所(リサイクルステーション)へ	プラマーク付の容器や包装
資源			びん、缶、ペットボトル、紙類、布類、白色トレイ (汚れていない綺麗なものを排出してください)
資源 有害ごみ	毎月2回：第2・4木	地域で決めた時間内に資源集積所(リサイクルステーション)へ	電池、蛍光灯、水銀計 のみ
資源 危険ごみ			スプレー缶、カセットボンベ、ライター のみ
粗大ごみ申込期間	年6期間/地区 有料 予約制	粗大ごみ申込期間中に電話予約し、回収当日の朝8時30分までに、予約時指定場所へ	指定ごみ袋に入らない大きさのもの、1枚の袋で破れてしまう重さのもの など

お問合せ先
今治市資源リサイクル課
0898-47-5374
 または各支所住民サービス課へ

- 朝倉支所 0898-56-2500
- 玉川支所 0898-55-2211
- 波方支所 0898-41-7111
- 大西支所 0898-53-3500
- 菊間支所 0898-54-3450
- 吉海支所 0897-84-2111
- 宮窪支所 0897-86-2500
- 伯方支所 0897-72-1500
- 上浦支所 0897-87-3000
- 大三島支所 0897-82-0500

粗大ごみ受付センター
0898-47-5300

4月 Apr.	5月 May	6月 Jun.
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4	1
7 8 9 10 11 12 13	5 6 7 8 9 10 11	2 3 4 5 6 7 8
14 15 16 17 18 19 20	12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15
21 22 23 24 25 26 27	19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20 21 22
28 29 30	26 27 28 29 30 31	23/30 24 25 26 27 28 29
7月 Jul.	8月 Aug.	9月 Sep.
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7
7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	8 9 10 11 12 13 14
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	15 16 17 18 19 20 21
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	22 23 24 25 26 27 28
28 29 30 31	25 26 27 28 29 30 31	29 30
10月 Oct.	11月 Nov.	12月 Dec.
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5	1 2	1 2 3 4 5 6 7
6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9	8 9 10 11 12 13 14
13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16	15 16 17 18 19 20 21
20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23	22 23 24 25 26 27 28
27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30	29 30 31
1月 Jan.	2月 Feb.	3月 Mar.
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4	1	1
5 6 7 8 9 10 11	2 3 4 5 6 7 8	2 3 4 5 6 7 8
12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15
19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20 21 22	16 17 18 19 20 21 22
26 27 28 29 30 31	23 24 25 26 27 28	23/30 24/31 25 26 27 28 29

ごみ分別・出し方の概要は、裏面をご確認ください。詳細は今治市が発行する「家庭ごみの分別ガイドブック」または、担当課へお問合せください。